

## 板橋区学校運営連絡協議会設置要綱

### (目 的)

第1条 天津わかしお学校長（以下「校長」という。）及び各幼稚園長（以下「園長」という。）の行う学校園運営に関して、地域、保護者などから幅広く意見を求め、地域との連携をより強化した特色ある学校園づくりを行うために、天津わかしお学校及び各幼稚園に学校運営連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (運 営)

第2条 協議会の開催は年3回を原則とし、校長又は園長が招集する。協議会の運営に関する事務は、学校園内に置いた事務局が行う。

### (内 容)

第3条 協議会は、原則として、以下の事項について協議する。

- (1) 学校園の運営に関すること
  - ① 学習活動、学習指導など教育活動について
  - ② 児童・園児指導について
  - ③ 学校園、家庭、地域、関係諸機関との連携について
- (2) 学校園公開に関すること
- (3) 地域コミュニティセンターとしての学校園のあり方に関すること
- (4) 学校園評価に関すること

### (構成員及び任期)

第4条 協議会は6名程度の委員で構成し、委員の選定については、以下に掲げる者から校長又は園長が推薦し、教育委員会が委嘱するものとする。また、協議内容に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。構成員の任期は、原則として1年とする。

- (1) 地域有識者
- (2) 保護者
- (3) その他校長又は園長が必要と認めた者

### (拡大協議会及び専門部会)

第5条 協議会の目的を達成するため、協議会の補助機関として拡大協議会や専門部会を設置することができる。拡大協議会及び専門部会の構成員は第4条の規定に準ずる。

### (その他)

第6条 この他、協議会に関し必要な事項は、校長又は園長が協議会に諮り定めることができる。

### (付 則)

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

### (付 則)

この一部改正は、平成17年4月1日より施行する。

(付 則)

この一部改正は、平成20年4月1日より施行する。

(付 則)

この一部改正は、令和元年10月1日より施行する。